

朝鮮王朝の北辺充実政策：徙民と刷還

山本，進
北九州市立大学

<https://doi.org/10.15017/27498>

出版情報：九州大学東洋史論集. 40, pp.104-129, 2012-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

朝鮮王朝の北辺充実政策

— 徙民と刷還 —

山 本 進

はじめに

朝鮮王朝は建国以来、明との国境を鴨緑江と豆満江とを結ぶ線上に措定していた。但し当時の国境は領土（実効支配地）を線引きするものではなく版図（地図上に示された觀念上の国土）を画定するものに過ぎず、明確な国境条約も結ばれていなかった。蓋し国境一帯は女真族の居住地であり、彼らが清を建国して中国本土に遷移するまで、鴨緑江中流の廢四郡一帯や豆満江下流の北関（後の咸鏡北道。なお咸鏡道は初期には咸吉道と称された）は朝鮮政府の実効支配が及ばない化外の地であったからである。従つて朝鮮前期の北辺政策は版図内外の女真族に対する防禦と馴致が中心であった。

女真族が満洲族と改称し、故地を離れて大清帝国を建てると、国境地帯の民族問題は自然消滅したが、新たに清国との外交問題が頭痛の種となった。一六三六年の丙子胡乱以降、朝鮮はこれまで野人と見下してきた女真族の国家を宗主国として崇めねばならなくなったのである。幸い満洲族はその故地を封禁し、開發や移住を許さなかったので、これまで朝鮮の版図内に居住していた女真族と朝鮮民族との摩擦は解消し、朝鮮政府の実効支配は国境線まで及ぶようになったが、新たに宗主国であると同時に潜在的敵国となった清国との外交関係に苦慮しなくてはならなくなった。従つて

朝鮮後期の北辺問題は国境防衛と対清外交に主軸が置かれた。

このように朝鮮の北辺問題は、中国における明清王朝交替を契機として、その本質が国境付近の少数民族問題から対中国外交・防衛問題へと大きく転換した。しかし何れにせよ兵力を国境沿いの平安道と咸鏡道に重点的に配置し、併せて兵餉を確保するため両道の開墾を推進すること、すなわち北辺の充実に戦略上の要諦であることに変わりはない。そこで朝鮮政府は下三道（忠清・全羅・慶尚各道）の人民を両界（平安・咸鏡両道）に移住させるとともに、両界からの逃亡者を連れ戻す政策を実施した。本稿では人民の強制移住を徙民政策、逃亡者の搜索・送還を刷還政策と呼ぶ。なお刷還とは、女真族支配地や中国・日本・琉球など外国からの俘虜や漂流民の送還、本籍地を離脱した良民や所有者の元から逃亡した奴婢の追捕などを意味する史料用語であるが、本稿が検討の対象とするのは後者である。このうち公私奴婢の刷還は一般に推刷と呼ばれるが⁵、本稿では考察の対象から除外する。徙民政策は王朝初期、特に世宗期に咸鏡北道で積極的に実施されたものの、生活苦と望郷の念により逃亡者が続出し、結局大した成果を挙げることではできなかった。その後は既に居住している者の脱漏を取り締まる刷還政策に重点が移されたが、それさえも王朝後期に入ると次第に形骸化していった。

ところで、日本の朝鮮史研究では徙民や刷還の問題を正面から取り扱った論考は少ない。徙民政策については、世宗期の咸鏡北道を対象とした深谷敏鉄の古典的研究が存在するに過ぎない⁴。刷還政策については、対象が俘虜や奴婢に限定され、北辺に限って見ても、田川孝三が咸鏡北道からロシア・中国へ脱出する流民問題の要因として簡単に考察している程度である⁵。一方、韓国では徙民や刷還は比較的盛んに研究されてきたが⁶、史料の制約もあり、両政策を横断する研究は乏しい。そもそも良民や賤民を農耕に従事させ、剰余労働部分を賦税や身貢として徴収するのは朝鮮の農業政策の根幹であり、農民の移動は良賤を問わず全土で制限されていたのであるから、対象を両界に絞るといって意識が先行研究に欠如しているのは蓋し当然であると言える。しかし刷還というありふれた政策も、ひとたび視点を国境問題に移して見ると、そこには重農政策とは別の側面が浮かび上がってくるものと思われる。すなわち単なる農業の

保護・振興ではなく、国境地帯の防備強化を目的として、戦略的に北辺開発を推進するため、徙民と刷還の両政策が用いられたという見方である。そこで本稿では両界における徙民と刷還を取り上げ、北辺充実政策の実態と朝鮮後期における変化を開発の担い手の側面から考察する。

一 両界における徙民と刷還

高麗を滅ぼし朝鮮王朝を樹立した太祖李成桂は明の冊封を受け、両国の版図を画定するとともに、鴨緑江下流域において遼東在住朝鮮人の収用と国内滞在漢族の送還を行った。従ってこの地域では例外的に国初より国境が領土を規定するようになった。しかしそれ以外では国境は単に明と朝鮮との版図を画定するに過ぎず、両国にまたがって盤踞する女真族にとっては何の意味も持たなかった。

国境内側における王朝支配の強化、すなわち版図の領土化を積極的に推進したのは第四代国王世宗である。彼は鴨緑江中流に閔延・慈城・茂昌・虞芮四郡を、豆満江下流に慶源・会寧・慶興・鍾城・穩城・富寧六鎮をそれぞれ設置し、南部諸邑より郷吏や良民を移住させ、兵力の強化を図った。北関では世宗一六年（一四三四）には田地が少ない貧農を徙民の対象としていたが、翌年からは富戸を対象に加えるようになり、更に下三道からも富民を抄出（選抜）して移徙入居（強制移住）させた模様である^①。また中国方面の玄関口である義州でも、他道の富戸を移徙入居せしめ、使節接待の役務を負担させた。その結果、平安道では一時的に「平安道の民、稀少と曰うと雖も、然るに今平壤自り北は江界に至り、西は義州に至るまで、城堡相望まれ、鷄犬相聞こゆ」るが如く^②、鴨緑江辺に支配権が展開するに至った。

但し四郡六鎮の設置は女真族居住地の朝鮮側版図を国境線の外側から囲い込んだに過ぎず、移徙入居した者は苛酷な自然環境と過重な軍役負担に加えて、女真族の侵掠を避けるため、農繁期以外の七―八箇月間、鄉村を離れて堡と呼ばれる城塞に居住させられ、不自由な生活を強いられた^③。そこで鴨緑江辺では入堡の辛苦に堪えかね、親戚を頼って遼

東へ逃亡する者が跡を絶たなかった¹⁰⁾。北関六鎮はその後も維持されたが、鴨緑江四郡は逃亡者の補充が追い付かず、世祖初期に到って全て裁撤された。

世宗の没後、女真族居住地付近への積極的な徙民政策は行われなくなり、既に移り住んでいる者の逃亡を防ぐ刷還政策だけが継続された。しかし主として下三道に逃亡した者を捜索して連れ戻すことは容易ではない。よしんば居所を探り当てたとしても、既に何代にもわたって居住し続けている場合、一概に刷還することは民情に悖る。また北辺の子女が南方に嫁いだ場合、夫婦の縁を断つて刷還することは難しい。そこで成宗一五年（一四八四）六月、朝廷は婚姻により他道に移居した者は刷還を免除し、累代居住している逃亡戸については、祖父母の代までの場合は刷還し、曾祖父母の代以前から定住している場合は刷還しないという決定を下した。また刷還する場合でも、北辺にて売却してきた田宅や奴婢は申告すれば返還してやり、再定住のための経済基盤を整えた。同年一月には、これまでの議論を踏まえて兵曹より流移人刷還節目が策定され、成宗の承認を得た¹¹⁾。

ここで注目されるのは、彼らが北辺で田宅や奴婢を売り払って逃亡し、移住先でも数代にわたり族的結合を維持していることである。彼らは貧農や賤民ではなく、それなりの資産を有する富戸であったと推定される。政府も刷還対象者に資産を還付して再定住を促しており、逃亡に対する懲罰措置は行っていない。従って北辺の生活が相当困難であったことは事実であるが、政府も一定の優遇措置を講じて、北辺の充実に真剣に取り組んでいたものと見られる。

しかしこのような温情的処遇にもかかわらず、逃亡の勢いは止まらなかった。逃亡先の地方官もまた刷還に消極的であった。成宗一七年（一四八六）には、李克培が「永安・平安・江原三道の民、祖父自り以下の流移者は、已に刷還せしめたり。而るに今は只身自ら流移せる者を刷するのみ。此の如くんば則ち本に還る者少なし」と上啓したのに対し、成宗も「守令は朝廷の本意を知らず、推刷の際、病民を慮恐し、故に只己身自ら流移せる者をば推刷するを許すのみ」と答えているように、祖父母以下の累代定住者の刷還さえ実施されておらず、単身の逃亡者のみ刷還している有様であった¹²⁾。蓋し賦税徴収に責任を負う内地地方官にとって富戸は手放したくない「含み資産」であるから、「資産価値」の

乏しい単身者のみ刷還して王命を彌縫していたのであろう。

翌成宗一八年一二月には、楊州牧使安琛が、平安・咸鏡・黄海・江原四道の逃亡者のうち、人口稠密な下三道に定住した者は刷還すべきであるが、土地瘠薄で賦役繁重な京畿道に定住した者については刷還を免除すべしと提議し、これに賛成する尹弼商・洪応と反対する沈澮・尹壕との間で論争が行われた¹⁹。議論は翌年にも継続し、京畿道定住者の刷還免除案の是非に加えて、新たに下三道の郷吏や良民を抄出して北関へ移徙入居させる案も浮上したが、廷臣らの反対によって実現が見送られた²⁰。成宗二十一年（一四九〇）にようやく平安・黄海兩道への徙民が実施されたものの、江原道への徙民は引き続き議論されることになった²¹。このように成宗は北辺充実政策に熱心に取り組んだものの、世宗期のような大規模な徙民や厳しい刷還は廷臣の反対に遭って実現できず、結果的に北辺からの人口流出は止まらなかった。燕山君期には、更なる人口減少に歯止めを掛けるため、従来許可されていた移徙者の子女が内地へ嫁ぐことまで禁止された。燕山君八年（一五〇二）には、兵曹判書李克墩らが「入居人の女子、悉く内地へ嫁ぐを禁ぜしむ。罪を犯して五鎮に入居せるが如きは、則ち専ら実辺と為すれば、其の禁の宜しき。自余の勒令入居は、則ち離郷の冤既に淺からず。而も加うるに内地へ婚ぐを禁ずるを以てせば、則ち其の悶深し。況んや勒令入居人の子弟、侍衛軍士・生員・進士の如きは、京に居る者頗る多し。豈に其の妻妾を捨て而して来る可けん乎」と上啓し、禁令を緩めるよう訴えたが、韓致亨・成俊が「南民の其の入居を憚ること、死と異なる無し。若し女子の他道・他邑への婚嫁を許さば、則ち此に因りて流移し、実辺の意に乖る有らん」と反対し、李克均も「五鎮の軍民、其の防禦に苦しみ、其の子女をば並びに南道へ婚嫁せしむ。此を以て五鎮の軍数日々減ぜり」と同調したため、禁令は撤回されなかった²²。優遇措置が効果を現さないうえ、政府は移徙入居者を流刑者と同様に扱うようになったのであるが、それでも彼らの多くは子女を内地に嫁がせたり、子弟を漢城で任官・就学させたりすることが可能な富戸であったことがこれらの議論より読み取れる。そして翌九年には、兵曹より、今後内地の男女と辺郡の男女が通婚する際には、夫が内地人であれ辺郡人であれ、夫婦ともに辺郡に居住させることが提議され²³、これが通例となったようである。

続く中宗期においても両界からの人口流出は止まず、中宗一〇年（一五一五）二月、右議政鄭光弼が南方から咸鏡道への徙民と逃亡者の刷還を上啓したが、同年一〇月、彼は「則ち其の流移せる所の者は、本より是れ恒産無きの人也。今尽く刷還せしむと雖も、何ぞ能く辺を實たさん乎。臣北道の富実なる者を見るに、皆是れ勅令入居の人也。臣意以為¹⁸もえらく、勅令入居、今年幾戸を入送し、明年幾戸を入送せば、則ち以て辺を實たす可きに庶からんと」と述べ、富戸を継続的に強制移住させることを提案した¹⁸。逃亡者が果たして無産の貧農であつたか否かはともかく、鄭光弼は定住能力のある富戸を徙民することで定着率を向上させようと考えたのである。

中宗はこの問題を朝廷で議論させたが、翌年五月に廷臣を引見した席上で、左議政金庇箕・吏曹判書安瑋・兵曹判書高荊山・右参贊南袞・刑曹判書李長坤ら重臣はこぞつて徙民と刷還の即時実施に消極的態度を表明した。発議者の鄭光弼までもが、両界での凶作を理由に徙民と刷還の見送りを主張している。さすがに中宗は「然るに今災変有れど、入居・推刷、皆大事也。（卿等は）民怨有るを恐れ、故に停罷せんと欲す。苟も弊有らば、則ち豈に後日の復た其の弊有るを計り、而るに今時の弊を除かざらん乎」と語り、長期的な防衛戦略である北辺充実と目下の民生政策である災害救済とを弁別できず、「民怨」と称される富戸の不満に遭遇して態度を豹変させる廷臣の無定見性に呆れている¹⁹。これらの議論を通して、世宗以来の北辺充実政策は建前として維持されたが、実際には富戸を抄出して移徙入居させることはおろか、逃亡者の刷還さえ民心の離反を恐れ容易には行い得ないことが露呈されたのである。実際中宗一五年には、平安道觀察使が義州の逃亡者の刷還を実施したが、年末になつても一人も原籍に戻せない有様であつた²⁰。

ところでこの年、刷還が他ならぬ義州で急務となつたのは、新城造営の徭役を忌避して逃亡する者が続出したためである。そこで中宗一九年（一五二四）、判中枢府事高荊山は義州から逃亡した者が七〇〇余戸に上り、刷還も進んでいないため、各道の犯罪者を徙民すべしと提案した²¹。これは築城のための労働力確保という喫緊の要請から出されたものであり、本来の北辺充実政策とは様相を異にするが、中宗三八年（一五四三）正月には司諫院より、凶作の年に徙民を強行すると自殺者や脱走者が増加するため暫くこれを延期し、代わりに犯罪者を徙民すれば一挙兩得ではないかとい

う提案がなされている⁽²²⁾。

だが、現実には犯罪者の徙民が北辺充実の決め手になることはなかった。流刑者を両界で労役に就かせることが問題となつたのではない。彼らは資産を持たないため、苛酷な北辺に定住させることが不可能だったからである。築城労働など使い捨て目的で用いるのならばともかく、曠地を開墾し、軍役を提供させるには、やはりある程度の富戸を移住させる以外に手立ては無かつたのである。先の司諫院の提案は裁可され、七月には司憲府と入居庁によつて翌春より犯罪者を移徙入居させることになつたが⁽²³⁾、その後うやむやになつた。なお、入居庁は『燕山君日記』巻五六、燕山君一〇年一月丁酉の条に初めて登場する部署であり、徙民・刷還業務を執行していたようであるが、中宗三八年を最後に実録から姿を消している。

総じて一六世紀には、北辺への富戸徙民は議論の俎上に上るだけで実施された形跡はほとんど見られず、逆に逃亡者が続出する有様であつた。中宗三五年には、前咸鏡道觀察使成世昌が「北関六鎮では軍民の流亡日々甚だしく、將に棄鎮と為らんが如き有様であり、平安道江辺の民も防戍に苦しみ、皆内地に移住するため、残っている者は三分の一に過ぎないと聞いている」と述べているが⁽²⁴⁾、明宗二年（一五四七）には、司憲府が「近來守令は但だ撫恤に謹まざるのみに非ず、之をして逃散せしむ。或いは請賂に因り、或いは人情に拘り、官事に憑るに依りて、縦に本土に還る者頗る多く、十に二三無し」と報告しており⁽²⁵⁾、両界の地方官が逃亡を手助けしていた。鄭光弼の徙民再開案を阻止させたのが下三道富戸の民怨であつたのと同様に、地方官を動かし逃亡を幫助させたのも北辺富戸の財力であつた。

二 刷還停止と人物招引

両界へ徙民された富戸が相繼いで逃亡し、刷還政策が成果を挙げないうちに、宣祖二五年（一五九二）秀吉の朝鮮侵犯が始まつた。壬辰倭乱では北関や平壤も戦場となつたが、日本側の補給線が伸びきり、明の援軍や義兵が加わつたた

め、やがて戦線は南下した。咸鏡道では混乱に乗じて移徙入居者が全て逃亡したが²⁶、倭乱終息後、北辺充実政策は更に骨抜きとなった。宣祖三二年（一五九九）には、司憲府が「西北の人物、搬移するを得ず、国法甚だ厳し。而るに乱自り後、紀綱解弛し、或いは辺將・守令、或いは公に因りて往来せる者、官物及び土着人をば、公然と率来し、狎らして奴婢と為す者、比比之有り。当に此れ兩界人物凋残の時、是の弊一たび開かるや、漸く虚疏を益し、極めて駭憤為り。請うらくは本道の監司をして、一一刷還せしめ、其の中尤も濫率を為す者をば、摘発治罪せよ」と上啓しているように²⁷、官奴婢や土着の良民が北辺の文武官や当地を訪問した官員の下に身を寄せ、官吏も彼らを私奴婢として内地に連れ去るに到っている。地方官が官妓を畜養して内地に帶同することは従来より見られたが、倭乱後は各層の居民が士大夫（兩班）の私奴婢となって北辺より逃亡し始めたのである。

政府は差送御史を兩界に派遣して逃亡者の刷還を促したが、率来（私奴婢として連れ帰ること）された者の刷還は士大夫の抵抗に遭って難行し、その間にも彼らは公然と辺民を率来し続けた²⁸。刷還は率来との馳ごっこを繰り返していたのである。宣祖三六年（一六〇三）には、幼学李某が、現在平安道では飢饉が深刻であるため、暫く刷還を緩め、まずは政府が内地からの食糧輸送に努めるべしと上疏しているように²⁹、富戸ばかりか貧農や賤民の多くが士大夫に率来されて逃亡している状態では、もはや刷還一辺倒の北辺充実政策は無意味なものとなっていた。宣祖三九年（一六〇六）には、司諫院が兩界人物刷還の法が既に有名無実となっていると上申し³⁰、また翌四〇年には、司憲府が率来者を畜養して発還しない官員の摘発を請うて允許されている³¹。倭乱がもたらした兩界の荒廃が率来風潮を惹起し、人口流出による食糧生産の減少が刷還政策を困難ならしめていたのである。

かかる悪循環から抜け出せないうちに、仁祖五年（一六二七）には丁卯胡乱が、仁祖一四年（一六三六）には丙子胡乱が勃発した。戦場となった平安道や黄海道では兵卒や官民が俘虜となり、後金・清に連行されたが、更に多くの一般庶民が南方へ避難し、兩界の荒廃に拍車を掛けた。刷還政策は仁祖期から孝宗期を経て顯宗初まで一貫して継続実施されたが、もはや実効性をほとんど保持し得なかつた³²。

刷還政策が効果を發揮しないことを認識した朝廷は、この頃より定住強制を緩め始める。仁祖二年（二六二四）には、平安道が連年の凶作に加えて前年にも飢饉に襲われたため、一時的に刷還を中止し、来年の秋成を待つて本籍地に入送させる措置が採られた³³。顯宗六年（二六六五）には、兵曹參判柳赫然が平安道から咸鏡道三水・甲山方面に流移した者の刷還を一〇年間停止することを請い、允許されている³⁴。とは言え、三水・甲山地方は廢四郡の東側に位置する山岳地帯であり、両界間での人口移動を認めたと過ぎないと見ることもできよう。しかし顯宗八年、刑曹判書李慶億が「西北民の刷還、凶年は則ち例として停止と為せり」と上啓しているように、凶作時の刷還停止は以後の定例となったようである³⁵。また顯宗一一年には、成均館副提学金万基らが「西北民の刷還は、乃ち是れ祖宗の成憲なり。今新軍を招募せんが為め、西路の流民を許すに免刷を以てす。江辺の七邑、北路と奚ぞ殊ならんや。而るに成憲を輕變せば、此れ自ら辺民の内地へ流入する者、益々顧忌する所無き也」と警鐘を鳴らしているように³⁶、平安道からの逃亡者を用いて新軍を編成するため、刷還を免除する場合もあった。

更に肅宗期になると、刷還停止が常態化する。肅宗一〇年（二六八四）には、知中樞府事申汝哲が、最近では連年の凶作を理由に秋成後も西北流民の刷還を停止しているが、昨年は收穫がやや豊かであったものの、初冬に氣候が悪化したため、移送が延期されたと報告し、結局この年も刷還が停止された³⁷。肅宗一七年には、全国的な凶作のため西北や濟州の逃亡者の刷還を一時停止し³⁸、肅宗二一年にも、前年の凶作のため西北民の刷還を来秋まで延期している³⁹。肅宗二七年には、左議政李世白が、西北民の刷還は近來凶歉を理由に久しく廢されていたが、今年は豊作であったため、刷還を挙行すべしと進言している⁴⁰。これらと並行して江辺の流刑者に対する処遇も事実上緩和された。これまで（賤民の）戸籍を漏脱したり耕牛馬を屠殺した者は流刑に処し、逃亡すれば直ちに処刑していたが、近年では赦されることが多いため、肅宗一〇年、參贊徐文重が法改正を上啓した。肅宗は逃亡三回目で処刑すべしと考えたが、右議政金寿恒は辺境流刑を他の死罪相当犯にも適用すれば逃亡即処刑でも重罰とはならないとし、領議政南九万も処罰を緩めると犯罪抑止力が低下すると唱えたため、肅宗は金寿恒や南九万に従った⁴¹。法改正こそ見送られたものの、肅宗は一度は北

辺充実のためには流刑者にも希望を与える必要があると考えたのであろう。そして景宗期以降、刷還問題は朝廷で議論されなくなる。

国家による徙民政策や刷還政策に替わって北辺開發を担ったのは、現地の富豪層であった。彼らの経営形態を知る記録は残されていないが、恐らく私奴婢を使役した大規模経営であったものと思われる^②。しばらく『秋官志』巻一〇、私賤、売買奴婢、西北人物招引の記述を手掛かりに私奴婢需要の高まりを観察しよう。

まず顯宗一四年（一六七三）に、刑曹参判李が「北人の人物を買去せる者は、朝家既に一律を以て論断せり。而るに西土の人買いせし者は、曾て嚴令無し。今自り式を定め、北道の例に依りて嚴防すれば宜しきに似たり」と上啓したのに対し、顯宗は「西路は北道とは異なる。然らば西路の人物を招引せる者をば、北道の例に依りて律に照らすも、而るに有主の奴婢、両に相い買売する者をば、豈に一併防塞す可き乎」と答えている。すなわち咸鏡道では人身売買は厳しく処罰されるべきであるが、平安道では人物招引（誘拐）の他に私奴婢の売買があるので、一概に処罰することができないというのである。良民を誘拐し、私奴婢と偽って売ることが全土で禁止されていたが、私奴婢は財産として売買が認められていた。平安道では南部諸道と同様、従来より私奴婢を用いた大規模経営が普及しており、私奴婢の売買が認められていたが、咸鏡道ではそのような経営が存在しなかったためか、人身売買が全面的に禁止されていた。李参判は咸鏡道の法令を平安道にも適用すべしと主張したが、顯宗はそれが実態にそぐわないことを難詰したのである。

続いて肅宗四四年（一七一八）に、司憲府持平黃璿達が「北路の氓俗、最も僮僕を重んじ、京外の良民をば、欺騙して率去し、券状を偽成して、自ら買売するに任せり。請うらくは本道をして一一刷還せしめ、売る所の商賈をば、査問重究せよ」と進言している。人買い業者が内地の良民を騙して咸鏡道に連れ出し、売買証文を偽造して僮僕として売り払っていたのである。この頃になると咸鏡道でも私奴婢を駆使した大規模経営が本格的に開花し、私奴婢の需要が高まったのであろう。

英祖期に到っても良民の人身売買は止まず、英祖九年（一七三三）、左捕盜庁が「京城の人物をば、招引して西北に

放売したるの罪、論ずるに一律を以てする事、曾て定奪有り」として、招引人物罪を犯した京居の進士宗日瑞の処刑を求め、施行された。翌一〇年には、平安道渭源郡の金潤亨が京居の良女二名を招引し同郡の者に売ったとして処刑された。この事件は後で詳しく検討する。

以上のように、刷還政策が形骸化した背景には、両界で私奴婢を駆使した大規模経営の成長があったものと思われる。すなわち国家がわざわざ逃亡者を刷還しなくても、現地の富豪層が私奴婢を内外より呼び寄せ、北辺を充実させるようになったのである。ただ、私奴婢として売られた者の中には誘拐された良民が混在することもあるので、政府は違法な人身売買を取り締まれば事足りた。

ところで北辺の開発が進展するに伴い、新たな問題が発生した。第一に、山間部における火田（焼畑）の蔓延である。火田は一七世紀中頃より史料に登場するが、一八世紀には平安道・咸鏡道・江原道の山奥や江辺一帯で森林の違法伐採や焼畑造成が頻繁に見られるようになる^④。火田民の多くは賦税や身貢を納付できず、無断で本籍を離脱した良民や私奴婢であったものと思われる。彼らは通常は農業に従事していたが、自然災害などで収穫が激減した際に流民化したのであろう。

第二の問題は、既に述べた通り、私奴婢需要の増大に伴い良民の誘拐が頻発したことである。英祖一〇年（一七三四）平安道渭原郡の金潤亨が京居（漢城居住）の良女二名を誘拐し、本郡人に販売したことが明るみに出た。この事件に関して朝廷では、金潤亨を一律論罪すなわち死刑に処すべきか、次律論罪すなわち罪一等を減じて処罰すべきかで議論が分かれた。『備辺司謄録』第九六冊、英祖一〇年七月九日の条によると、同年七月五日、右議政金興慶が金潤亨事件について、平安道觀察使朴師洙の「平安道では江辺を除き、清北・清南を問わず招引売買を行った者を一罪論断していないが、江辺七邑では買い主と売り主とともに一罪論断している。江辺での人身売買は実に憂慮すべき事態であり、処罰が厳しいのは当然であるが、清南・清北でも売買者双方を一罪論断するのは重すぎる」という主旨の上疏を報告した。これに対し、吏曹判書金在魯は「嘗て咸鏡道を治めていた時、京中の奴婢を捉えて北路に売る者が多く、その悲痛に堪

えられず、本主に押還せしめた。近年平安道でも招引売買が盛んに行われていると聞くが、咸鏡道と同様に厳しく禁止すべきだ」と主張した。朴師洙が平安道江辺以外における招引人物売買に次律論罪を適用すべしと唱えたのに対し、金在魯は咸鏡道と同じく一律論罪とすべきだと主張したのである。

この後廷臣らは次々に意見を具陳する。戸曹判書金取魯は「平安道では奴婢が貴重で価格も高いため、京中の人で奴婢を関西に売る者が多い。その中には現地に定着する者もいるので、今売買を禁止全員を刷還するのは正しい政治とは言えない。京中の奸民の中には既に代価を得て奴婢を売りながら、捕盗庁に推刷を請願する者もいる。従って刷還は弊害も伴うだろう」と述べ、平安道でも合法的な私奴婢の販売を容認するよう訴えた。戸曹判書宋寅明も「咸鏡道への往來には公文の帯同が必要であり、私的往來はできないが、平安道の内地（江辺以外の地）は往來が自由である。従って咸鏡道と同様の禁令は苛酷に過ぎる」と述べ、金取魯に賛同した。これに対して金在魯は「招引嚴禁令は刷還とは異なる。京中の無頼には西北への招引人物売買で生計を立てている者が多く、士大夫の家の幼児も犠牲となつている。その手口も、ちよつと好い所に行かないかと言葉巧みに誘い出し、自宅に連れ込んで監禁し、夜半に西北人に引き渡し、密かに運び去るという悪質なものである。被害者は訴える所も逃げる路もなく、永らく親や家を棄てて辺民の婢僕となつている」と反論し、良民を誘拐して売り飛ばすこと自体が人倫に悖る行為であるから、買い手が江辺か清南・清北かを問わず、売り手と買い手の双方を死刑に処すべしと反論する。英祖は金在魯の嚴罰論にも朴師洙・金取魯・宋寅明らの穩健論にも与せず、「兩界の人間を刷還するのは辺境充実のためであるが、招引は違法であり、誘拐され兩界に來た者は連れ戻さない訳にはいかないだろう」と、被害者の救済について述べるに止まった。

続いて兵曹判書尹游が「近年奸細輩による人身売買が活発化しており、嚴罰に処すべきであるが、凶作が生んだ乞食を（私奴婢として）収養した者までを処罰の対象とするのは行き過ぎである」として穩健論を唱えた。行司直張鵬翼は「近年招引の弊害がますます増え、陸路を禁ずれば水路から連れ去る有様である。在京の士大夫で私奴婢を失つた者は数知れず、誘拐され連れ去られた良民も多い。犯人は皆売買文書を偽造する」述べ、議論を京中の招引問題に誘導しよ

うとしたが、漢城府判尹張尚綱は「奴婢を招引して江辺で売買する者は死刑に処すべきだが、平壤・中和など内地では情状酌量すべきである」として、廷臣の関心を平安道の事情に引き戻した。こうして議論の流れは穩健論に傾くが、宋寅明が「辛丑・壬寅（一七二一・二二）の年、下三道は大凶作に襲われたが、西路はやや收穫があつたので、南道の乞食が相繼いで西路に移動した。西路の人には彼らを救済する義務が無かつたが、道路を彷徨う流民を見れば率先して収養したのである。今奸細の輩が彼らを奴婢と偽り、西路の人が招引して来たと言ひ、収養者の家に向ひて脅迫したり、捕盜庁に告訴して推刷を願ひ出るので、西路の人は堪え難い思いをしている」と言ひ、張尚綱も「辛壬兩年に流民を救済するため奴婢と為した者は、立旨を呈出して後々の証拠文献としており、招引と混淆する恐れは無い」として、凶作により自ら私奴婢となつた流民と招引された者とを区別すべしと主張したことで、大勢は決した。最後に英祖は、良民の招引販売は西北でも他道でも全て死刑に処すべきであるが、買い主までも極刑に処するのは酷であり、また江辺と内地との区別も煩瑣であるので、全て罪一等を減じて処罰すべしと下命した。

このように一八世紀の平安道では富豪層の大規模経営の展開によつて私奴婢の需要が高まり、漢城から誘拐された私奴婢や良民および飢饉により他道から流れてきた乞食がその供給源となつた。このような現実を踏まえ、政府は人身売買の一律治罪を緩め、違法な招引を除く私奴婢売買を合法化し、その刷還を停止した。これにより徙民と刷還に依拠した朝鮮前期以来の北辺充実政策は大きな転換期を迎えたのである。

なお金潤亨は良民を招引し江辺で販売したため死刑に処せらるるのは当然であるが、この事件が朝廷で論争を惹起したのは、朴師洙が平安道の江辺以外の地すなわち内地で私奴婢を買つた者（大規模経営を行う富豪層と思われる）を漢城などから私奴婢や良民を招引して売つた者と同様に死刑に処するのは苛酷であると主張して、焦点を拡大させたからであつた。金潤亨事件に限れば、彼は良民の招引と江辺での人身売買という二重の重罪を犯しており、朴師洙が金の処刑に異議を唱えた訳ではない。では何故江辺では買い主までも死刑を適用されるかという点、清国への奴婢密売を防遏するためである。実録によると、朴師洙は「西土人の京城人物を招引せし者、勘ずるに一律を以てするの令有ると雖も、

然るに転売の事、曾て未だ現露せざるに、而して一切之を断ずるに、胡人と売買するを以て、殊死を以て論ずるは、殊に王政の宜しく有るべき所に非ず。請うらくは今自り江辺七邑の外、罪招引ツマに係る者、一律を以て勘処する勿かれ。江辺は則ち売買者其の罪を同じくし、以て潜売の患を防ぐべし」と上啓しており、清国へ奴婢が転売される可能性が高い江辺とその危険性が低い内地とは、買い主に対する刑罰に差を設けるべきであると訴えている。『秋官志』によると、金潤亨は国境上において梟首ウツされていることから、招引した者を清国へ売り飛ばしたと判断された模様である。

三 富豪層の成長と鬱屈

私奴婢による大規模経営を興した両界の富豪層は、次に身分制度の厚い壁を突き破り、士大夫に成り上がろうとするであろう。朝鮮前期の移徙入居富民の中にも子弟を侍衛軍士や生員・進士として上京させる者はいたが、その多くは内地の縁故を頼ったものと思われる。少なくとも彼ら富戸が両界に根を張り在地士大夫層を形成した痕跡は見当たらない。しかし新興富豪層には内地に頼るべき親戚など無かった。

一七世紀後期に登場した新興富豪層を士大夫の下層部分に組み込もうと試みたのは顯宗期から肅宗初期の重臣南九万であった。『葉泉集』第二三、啓、請平安道遣重臣設科啓（顯宗五年「一六六四」一月二二日）によると、「国家の西北二路を視ること、本より軽重無し。近来朝家弊政を釐ま祛する能わず、人心を收拾する者久たれり。属者ちゅうか咸鏡道は則ち重臣を遣わし科を設くるの挙有り。仍お民隠を詢訪するの事有り。未だ弊政の果たして尽祛するを得たるやを知らざれど、然るに其の恵の民生に及ぶ者、必ず亦多からん。況んや此れ平安道は則ち宣祖播遷の日に在りては、国家中興の基づく所の地為り。且つ日後脱もし事變有らば、則ち必ず先ず其の鋒を受けん。尤も咨詢安撫し、以て其の心を慰めざる可からず。請うらくは平安道も咸鏡道の例に依り、重臣を遣わして科を設け、仍お民弊を訪ねんことを」とある。要約すると「咸鏡道では最近重臣を派遣して科挙を実施し、更に民情を訪査しており、これだけで弊政を払拭するには十分

ではないにせよ、民生に多大な恩恵を与えることができるだろう。そこで平安道でも科挙を実施し、民弊を調査せよ」ということである。単に重臣を兩界に派遣して現地の実状を調査させるだけでなく、科挙を実施して及第者を士大夫の列に加えること、換言すれば兩界新興富豪層の被差別感情を宥めることが南九万の本意であった。

この上啓から読み取れることは次の二点である。まず、咸鏡道では顯宗期に科挙の地方試験が実施されていたことである。周知のように、朝鮮王朝時代の兩界は濟州島と並んで科挙受験が極めて困難な地域であり、出仕の途が事実上閉ざされていた。かかる地方差別をある程度緩和するため、道単位の地方試験が随時行われていたのである。次に、南九万は現地の民心訪査と並行して科挙実施を要請していることである。一般民衆の不満を吸収するだけでなく、有力者である富豪層を王朝側に取り込むことが兩界を統治するための近道であることを彼は見抜いていたのである。

南九万の提言が実現したかどうか不明である。しかしたとえ科挙の地方試験が実施されたとしても、合格者が官僚として採用されることはほとんど無かった。『葉泉集』第五、疏筭、陳北路事情疏（肅宗八年「一六八二」八月一六日）によると、「思うに咸鏡道は聖祖興王の地であり、人民が剛毅木訥・勇猛果敢であること、他道より卓越しているが、最近では歴代王の文教政策が浸透し、儒学を学び礼服を纏う者も大変多く、南方の僻邑の及ぶ所ではない。ただ土地が辺鄙であり、京官に取り立ててくれる後ろ盾が無いいため、登用すべき秀逸な人材はいたずらに時を待つばかりで、枯死しても顧みられない。これは誠に惜しいことである。且つ朝廷の任用は、長年にわたり門地を重視し実才を軽視してきた。北関の人が鬱屈して奮い立たないこと、既に一・二世代を越えているので、先人に名だたる顯官がいなのは元より自然の勢いである。このため或いは名が仕籍に登り、人に知られる者がいたとしても、文官であれば三曹の郎官、武官であれば将官や守門將に過ぎない」とあり、朝鮮王朝後期の門閥政治から排除された咸鏡道士大夫にとっては中程度の官職に就くことさえ困難で、大部分は科挙に合格しても鬱勃たる毎日を過ごしていた。

彼は続けて「曾て顯宗期に本道の道臣閔某が、武官が朝廷に採用されていないため、特別に上啓して、本道より家門が内三序（禁軍の中の内禁衛・兼司僕・羽林衛）に相応しい者を選抜し武官に推薦したので、道内の武人は大いに希望

を持った。その後時たま守門將（參上從六品・參下從九品）を拜受する者が出たが、品階が六品に達すると本道の辺將に遷されてしまい、このため却つて失望するという事態が長らく続いた。その後また武官推薦の規定も廃止された」と述べ、顕宗期には咸鏡道人を武官として推薦登用する制度も試行されたが、ある程度昇進すると辺將に左遷されるので、彼らの希望は打ち砕かれてしまったと訴える。たとえ武官となつても、内地出身者は漢城で門閥集団との姻戚關係を築けるのに対し、咸鏡道出身者はある段階で地元に戻され、漢城で出世の橋頭堡を築くことができなかった。これではいくら当人の品階が上昇しても、家門を繁榮させることは不可能である。人材登用権が名門士大夫に独占されている以上、彼らと姻戚關係を結び、派閥や閥閥に參入することができなければ、子孫の任官は著しく困難になる。道臣閔某の取入送政策は咸鏡道富豪層の抑鬱感情を深めるだけに終わったのである。

では文官はどうであつたか。南九万は「臣が聞いた所によると、かつて北道御史が本道に書籍を下賜されるよう請うたが、当時権力を握っていた重臣は、咸鏡道は辺塞用武の地であり、文教政策を施すことで武備を弛緩させてはならないと言ひ、書籍を下賜しないよう請うたそうである。ああ、言説の非常識なること、これ程まで甚だしいものがあるだろうか」と歎いており、典籍の下賜という象徴的行為さえもが廷臣の反対に遭つたと述べる。彼らは咸鏡道出身者を士大夫の列に加えるつもりがないことを意思表示したのである。

南九万も士大夫の一員であり、自己の階級の利益と背馳する既得権層の拡大を心から願つてはいなかつたであろう。しかし両界で成長を遂げた新興富豪層を支配体制の内部に取り込まないと、彼らが何時の日か朝廷に刃を向けるのではないかという危惧を感じていたようである。疏文は更に、咸鏡北道は豆満江を隔てて清国と対峙しており、現在対清關係は平穩であるものの、清国人の吉林省への移住が継続すれば、やがて鉄嶺（江原道淮陽郡）以北の地は我が国から切り離されるであろうと訴える。この議論は明らかに誇張であるが、咸鏡道の人心掌握を怠ると大きな代価を支払うことになるだろうという彼の焦燥感がにじみ出ている。

最終的に、南九万は政府の両界冷遇政策を改革することはできなかった。『北路紀略』卷四、付録、親騎衛の条によ

ると、肅宗一〇年（一六八四）兵曹判書南九万が、咸鏡道は辺塞の地にあり、人は騎射を習い、馬も良く走るので、咸鏡北道と南道より各々三〇〇名を選んで騎馬隊を編成し国境防衛に資すべしと提案し、実施されている。しかし早くも肅宗一五年、咸鏡北道暗行御史李万元は、北道人の間に親騎衛の存在が知られておらず、将官も補充されていないことから、部隊の正式な廃止を進言しており^④、また肅宗二六年、領議政徐文重は、南九万が創設した親騎衛出身の武人はたとえ在京衙門で長期勤務したとしても正式武官への登用がほとんどなされなかつたため、次第に解体していったと述懐している^⑤。これらの史料より、南九万の志は結局水泡に帰したことが窺われる。一方平安道江辺では、顯宗期より義州の武人を守令・僉使・万戸などに登用する人事策が実施されていたが、これは義州だけの例外的措置であり、他邑では一人の武官も採用されていなかった^⑥。

一八世紀に到っても差別の実態は全く変わらなかつた。英祖三九年（一七六三）、領議政洪鳳漢は「閔西（平安道）は三南とは異なり、以前は門閥等級が無く、官途に就く者も必ずしも多くなかつたので、軍役が不足することはなかつた。しかし最近では、人心が漸く乱れ、道風が大いに変わり、少しでも食糧が有れば、すぐに軍役を避けようとし、値段の高さを惜しまず、郷帖を得ようと図る。これが新郷日々増え軍丁日々縮むと呼ばれる現象である」と述べ^⑦、金銭を支払って郷案に名を連ね、士大夫の特権である軍役免除を受ける者が増えていると嘆いている。当時の軍役は錢納制であり、富豪層にとつてさほどの負担とはなり得なかつたと考えられる。従つて彼らの目的は税金逃れではなく、士大夫となつて科挙受験資格を獲得することであつたと見られる。

洪鳳漢がいみじくも指摘する通り、平安道には名門士大夫がおらず、これまで官僚をほとんど輩出してこなかつた。そしてそれを辺境防衛のため現地武官の育成を優先させるための政策的措置の結果であると解釈する者もいた。正祖二年（一七七八）八月二四日、洪忠監司李命植は「義州は江辺の門戸に位置し、七邑中最も要害の地であり、専ら武力を尊んでいた。それ故かつては書齋禁止令があつたが、歳月を経て弛緩し、現在ではほとんど各洞里に書齋があり、その弊害は甚大である。所謂郷人が主唱して書齋を建置し、学究を招聘するのだが、自力で接待することが困難なため、常

漢閑散の輩で男児を持つ者を遍く募り、彼らと力を合わせて、教卷の書を入手する。その所謂文字なるものは、ただ姓名を記するに過ぎない。幼少より鋤鋤を持たず、成長しても弓を引かず、生涯ただの浪人暮らしで、身を立てることが無いのは、甚だ心が痛まれる。武人に到っては、京洛より遠く出て出世の途は閉ざされており、且つ地元でも敬意を表されないのが、故に皆これを厭い、書齋がかくの如く盛んになったのである」と上啓し^⑧、書齋すなわち書院の増大により武官を目指す者が減少していると訴えた。書院とは名ばかりで、実際には自分の名前を書ける程度の教育しか行っていないというのは明らかに李命植の偏見であり、実際には義州の富豪層や商人層が士大夫への階級上昇を企図し、資金を出し合って子弟の教育のため設置したのである。武官を目指しても、漢城に有力な縁故者がいなくて出世が見込めないため、希望者が乏しいというのは、南九万が見た咸鏡道の状況と酷似している。

李命植の嘆きはともかく、兩界における官界進出熱は一八世紀に到っても強まるばかりであった。正祖も事態を放置する訳にはいかず、詳細な調査を命じたが、九月五日、領議政金尚喆は「江辺は尚武の地ではあるが、朝廷が書齋を禁止したことはない。もしこのような弊害が起きているのであれば、非常に驚くべきことである。これは専ら守土の官が随時矯正すべき問題である」と上啓し^⑨、書院禁止令が存在しないことを確認した上で、書院の乱立で弊害が発生しているのであれば、地方官に取り締まらせるべきであると訴えた。当時の書院が士大夫の軍役回避の道具と化していたことは事実であるが、義州に乱立したとされる書院の多くは、何としても士大夫の列に加わりたい富豪層の強い意志によるものであると思われる。

そして正祖期にも南九万のように兩界の富豪層に対する差別を取り除こうとする者がいた。正祖一二年（一七八八）、右通礼禹禎圭は改革案を冊子にして疏陳した。彼はその中で「西北人登用の議について。思うに開城以西（平安道・黄海道）と鉄嶺以北（咸鏡道）は、ほとんど四百年間にわたり、人材登用の途を塞いできた。たとえ科擧に合格しても、文科であれば困子（成均館）や藝館（藝文館）にしか配属されず、稀に司憲府掌令（正四品）に任命される程度であり、武科であれば必ず副薦（宣伝官次席候補者）や末薦（宣伝官末席候補者）に留め置かれ、銓衡もなされていないので、

彼らは朝廷のあまねき恩沢を知らずにいる。今もし文科・武科を問わず、才能に応じて人選を行い朝廷に出仕させれば、彼らは修養に努めて節操を曲げず、自然と親長死上の心が育まれるだろう」と論じ、両界出身者が科挙で差別され、運良く合格しても名譽職しか与えられない状況を批判し、今後は文科・武科に囚われない弾力的な人事政策を実施すべきであると説いた。また両界の地方官には従来武官ばかりが差遣されてきたが、今後は文官と武官を交替で就任させ、文教も武衛ともに振興させるべしとも主張した。しかし禹の冊子を検討した備辺司は、人材登用策に表向きには異論を唱えなかったが、武缺を文缺に変えるのは官僚制度の根幹を揺るがすことになり、軽々に議論するのは難しいとして、予防線を張った⁹¹。庶孽（士大夫庶子）の任官を認めるなど、積極的な人材登用政策を推進してきた正祖としては、飼い殺し扱ひされている両界出身の人材を適所に充てることに異存はなかったであろう。ところが備辺司を構成する名門士大夫層は、彼らの積極的登用を拒んだ。特に文科合格者については、既に吏曹や三司（司憲府・司諫院・弘文館）の郎官が堂下官を銓衡し、郎官は宰相が任命しており、国王でさえその人選に容喙できなかつたため、結局文科・武科を問わず彼らの既得権が脅かされることはなかつたのである。

そこで正祖は京官登用案をひとまず引つ込め、顯宗期に設けられた武官推薦制度の拡大から着手した。武藝に秀でた者を現地武官に抜擢する制度は英祖期に江辺と北関に制限され、平安道清南や咸鏡道南関は適用から除外されたため、同地の武人は自暴自棄に陥っていた。そのため正祖は適用範囲を全道に戻すよう命じている⁹²。

こうした一連の改革案にもかかわらず、両界の文人や武人が官僚となる途は結局開けなかつた。純祖十一年（一八一）には平安道で洪景來の乱が起きているが、この乱の主導者は富商や郷吏・將校など在地有力者層であつた⁹³。富豪層の身分上昇要求が朝廷の名門士大夫によつて圧殺されたため、行き場を失つたエネルギーが反乱という形で爆発したものと見られる⁹⁴。人材登用における地方差別は何も両界に限つたことではないが、一七世紀後期に登場した両界の在地富豪層は、一八世紀には郷案に名を連ねて士大夫となり、その一部は出仕して京官となるほどの実力を蓄えるに到つたのである。彼らの門閥化を阻んだのは漢城の既得権層に他ならなかつた。

洪景來の乱後も新興士大夫層の登用は遅々として進まなかった。純祖二四年（一八二四）、平安道清北暗行御史金鏞は「関西出身の文科・武科合格者を槐院（承文院）・宣薦（宣伝官首席候補者）に入れることは既に教旨により許されているが、彼らは実職に就けずに鬱屈している。今後は平安道の文科・武科の合格者の中で、門閥に属し才識のある者を、まずは外官に就かせて能力を試し、実績が著しい者は郡や県の守令から府の守令へと陞任させ、内遷（京官への異動）からは除外すべし」と進言している⁶⁵。正祖期には副薦か末薦にしか入れなかった武官合格者が宣薦に入れるようになったのは一定の進歩であるし、金御史は平安道士大夫層の人事差別に起因する憤懣に対し精一杯の解決策を立案した。しかしこの案が仮に実現できたとしても、平安道の門閥出身者しか機会が与えられず、更に地方官としての昇進はできても京官には移れないなど、依然として大きな制約が付けられていた。そしてかかる妥協案さえも備辺司は却下したのである。彼は武科についても、「江辺七邑で武科に合格している者は数百を下らないが、仕官できた者は百人に一人もない」と述べ、登用が進んでいないことを純祖に訴えている⁶⁶。このように文官・武官を問わず、名門士大夫でなければたとえ科擧に合格しても滅多に実務職に就けないという実態は一八世紀とほとんど変わっていなかった。

おわりに

朝鮮王朝前期の両界は未だ政府の実効支配が及んでいない女真族居住地が存在する、政治的に不安定な地方であった。北辺を充実するため世宗は富戸の徙民入居を強行したが、その後徙民政策は事実上停止され、逃亡者を連れ戻す刷還政策が続けられた。更に時代が下ると刷還対象は緩和され、一定世代にわたり逃亡先に定住した戸は北辺への送還を免除された。壬辰倭乱以降は刷還政策も機能停止に陥った。

朝鮮王朝後期になると、両界では徙民富戸に代わって新興富豪層が台頭した。彼らは私奴婢を多数収養し、大規模経営を行っていたものと思われる。彼らの私奴婢となった者は下三道方面からの流民および漢城から誘拐された私奴婢や

良民であった。

一七世紀中頃より、経済力を蓄えた富豪層は郷案に名を置いて士大夫となり、官界への進出を目指し始めた。朝廷内でも彼らを在京官僚として取り込み、北辺の民心を繋ぎ止めようとする意見が繰り返し出された。しかし政府の要職を独占し国王さえも牽制し得る名門士大夫は既得権を開放しようとはせず、人事における地方差別は王朝終焉まで続いた。以上が本稿の結論である。

朝鮮前期の徙民富戸も朝鮮後期の富豪層も、その経営実態はほとんど不明であり、何故前者が定着できず、後者が致富をなし得たのか、その理由はわからない。ただ一つ明らかなことは、前期朝鮮社会が自発的な人口流動のない閉鎖的社会であったのに対し、後期朝鮮社会では相変わらず移動の自由が制限されていたにもかかわらず、合法・非合法の流動が澎湃として発生したことである。飢饉のため乞食に転落した下三道の流民や誘拐された漢城の良賤が私奴婢として富豪層に収養される一方、両界内で没落した者は山間部に入り、火田民となっていく。前期のように北辺防衛のため政府が徙民・刷還政策を用いて強制的に朝鮮人入植地を建設しなくとも、農民層分解によって自然発生的に富豪層を頂点とした地域社会が形成されるようになったのではなからうか。すなわち在地有力者である富豪層は、官界への進出こそ最後まで阻まれたが、郷案に入り士大夫下層部分に統合されたことで、かろうじてその安定性を保持し得たと考えられる。ただ両界とりわけ北辺における地域社会の形成過程については未解明な部分が多い。これについては今後の課題としたい。

註

- (1) 津田左右吉「鮮初に於ける豆満江方面の経略」「鮮初に於ける鴨緑江上流地方の領土」津田『満鮮歴史地理研究』一、一九一三年(『津田左右吉全集』第一卷、岩波書店、一九六六年所収)、瀬野馬熊「朝鮮歴四郡考」『東洋学報』一三卷一・三・四号、

一九二二—二三年。

(2) 但し女真族の朝鮮側居住地であつた廢四郡地域は、彼らの遷移後も、清国への配慮から郡治の設置が見送られた。拙稿「清代鴨綠江流域の開発と国境管理」九州大学『東洋史論集』三五号、二〇一年。

(3) 平木実「朝鮮における奴婢の推刷について——一七二〇—一七八〇年を中心に——」天理大学『おやさと研究所研究報告』二二号、一九七二年。

(4) 深谷敏鉄①「朝鮮世宗朝における東北辺疆への第一次の徙民入居について」『朝鮮学報』九輯、一九五六年、②「朝鮮世宗朝における東北辺疆への第二次の徙民入居について」『朝鮮学報』一四輯、一九五九年、③「朝鮮世宗朝における東北辺疆への第三次の徙民入居について」『朝鮮学報』一九輯、一九六一年、④「朝鮮世宗朝における東北辺疆への第四次の徙民入居について」『朝鮮学報』二二・二二輯、一九六一年。

(5) 田川孝三「近代北鮮農村社会と流民問題」『近代朝鮮史研究』朝鮮総督府、一九四四年、四一四—四一五頁。

(6) 個別研究では、李樹健「朝鮮 成宗朝の 北方移民政策(上)(下)」『亜細亞学報』第七輯・第八輯、一九七〇年、金錫禧「世祖朝の 徙民에 関한 考察——下三道 徙民의 時代的 背景을 中心하여——」『釜大史学』第二輯、一九七一年、金錫禧「世祖朝의 徙民에 関한 考察(二)」——下三道民의 北方徙民을 中心으로——『釜大史論』第九輯、一九七六年、鄭玉淑「世宗朝의 北方徙民政策——咸吉道 移住를 中心으로——」『釜大史論』第九輯、一九七六年、이상협「朝鮮前期 北方徙民의 性格과 実相」『成大史林』第二二・二三輯、一九九七年、박홍갑「朝鮮中宗朝의 徙民政策 變化와 그 問題点——自然災害와의 関連을 中心으로——」『朝鮮時代史学報』八号、一九九九年などがある。また総論としては、李相協「朝鮮前期 北方徙民研究」景仁文化社、二〇〇一年がある。

(7) 深谷①、③、④。

(8) 『朝鮮世宗実録』卷四五、世宗一二年八月乙未。

(9) 深谷④、二七一—二七三頁。

朝鮮王朝の北辺充実政策—徙民と刷還—(山本)

- (10) 『朝鮮世宗実録』卷九八、世宗二四年二月丙辰、同右、卷二二〇、世宗三〇年五月丙戌、同右、卷二二一、世宗三〇年七月戊戌。
- (11) 『朝鮮成宗実録』卷一六七、成宗一五年六月壬戌、同右、卷一七二、成宗一五年一月戊戌。
- (12) 同右、卷一九八、成宗一七年二月癸巳。永安道は後の咸鏡道に当たる。
- (13) 同右、卷二一〇、成宗一八年二月丙戌。
- (14) 同右、卷二一一、成宗一十九年正月戊午、同右、卷二二五、成宗一十九年四月戊戌。
- (15) 同右、卷二三九、成宗二二年四月庚寅。
- (16) 『燕山君日記』卷四四、燕山君八年六月丁巳。
- (17) 同右、卷五〇、燕山君九年六月戊午。
- (18) 『朝鮮中宗実録』卷二一、中宗一〇年二月壬辰、同右、卷二三、中宗一〇年一〇月辛未。
- (19) 同右、卷二五、中宗一一年五月丁酉。
- (20) 同右、卷四一、中宗一五年二月丙午。
- (21) 同右、卷五二、中宗一十九年一〇月癸巳。
- (22) 同右、卷一〇〇、中宗三八年正月己酉・丁未。
- (23) 同右、卷一〇一、中宗三八年七月戊申・己酉。
- (24) 同右、卷九三、中宗三五年四月丙寅。
- (25) 『朝鮮明宗実録』卷五、明宗二年四月乙巳。
- (26) 『朝鮮宣祖実録』卷一二七、宣祖三三年七月丁未。
- (27) 同右、卷一一八、宣祖三三年一〇月癸未。狎は押(強いる)の誤りとも取れる。同右、卷一一八、宣祖三三年一〇月甲申の条によると、刷還令の教旨に対し、左副承旨から「狎為奴婢」とは如何なる意味かとの疑問が寄せられている。

- (28) 同右、卷一七四、宣祖三十七年五月庚午。
- (29) 同右、卷一六七、宣祖三十六年一〇月戊戌。
- (30) 同右、卷二〇六、宣祖三十九年一二月戊申。
- (31) 同右、卷二〇八、宣祖四〇年二月庚申。
- (32) 『朝鮮仁祖實錄』卷二二、仁祖七年二月癸酉、同右、卷三二、仁祖八年二月壬申、同右、卷二六、仁祖一〇年四月辛卯、『朝鮮孝宗實錄』卷一一、孝宗四年閏七月庚戌、『備辺司謄録』第一八冊、孝宗七年七月二四日、『朝鮮顯宗實錄』卷一、顯宗即位年六月甲午。
- (33) 『備辺司謄録』第二冊、仁祖二年正月二二日。
- (34) 『朝鮮顯宗實錄』卷一一、顯宗六年一〇月丙辰。
- (35) 『備辺司謄録』第二六冊、顯宗八年八月七日。
- (36) 『朝鮮顯宗改修實錄』卷三二、顯宗一一年七月戊午。
- (37) 『備辺司謄録』第三八冊、肅宗一〇年二月七日。
- (38) 同右、第四五冊、肅宗一七年正月二〇日。
- (39) 同右、第四九冊、肅宗二一年八月一九日。
- (40) 『朝鮮肅宗實錄』卷三五、肅宗二七年二月癸亥。
- (41) 『秋官志』卷六、考律、定制、改定徙辺事目。
- (42) 彼らは富豪層の奴隸ではなく、外居奴婢として主人の田地を耕作し、更に身貢と呼ばれる私的収奪を受けていた。
- (43) 拙稿「清末民国期鴨綠江流域の開墾」九州大学『東洋史論集』三八号、二〇一〇年。
- (44) 『朝鮮英祖實錄』卷三八、英祖一〇年六月戊午

平安監司朴師洙啓言。西土人之招引京城人物者。雖有勸以一律之令。然転売之事。曾未現露。而一切断之。以与胡人売買。

以殊死論者。殊非王政之所宜有。請自今江辺七邑外。罪係招引者。勿以一律勘処。江辺則売買者同其罪。以防潛売之患。但し江辺七邑以外で招引の罪を犯した者は死刑にするなどという主張は『備辺司膳録』所載の記述と齟齬する。恐らく「招引者」は「買者」の誤記であると思われる。

(45) 『朝鮮肅宗実録』卷二一、肅宗一五年一〇月丁卯。

(46) 『備辺司膳録』第五一冊、肅宗二六年二月一七日。

(47) 同右、第四五冊、肅宗一七年二月一九日

參贊官権階所啓。……又所啓。義州武士。自前朝家。特為収用。其為守令・僉・万戸者。不可勝数。而朔州以上。至江界六邑武士。皆塞上健児。亦豈無好身手能弓馬可用之人。而無一人見録。故其地之人。專不蒙朝廷德沢。有同異国之人。

また同右、第七五冊、景宗四年六月二三日の条によると、景宗期には親騎衛に倣つて平安道でも兩清に別武士が設置されていた模様である。

(48) 同右、第一四四冊、英祖三九年八月二六日。

(49) 同右、第一五九冊、正祖二年八月二六日。一八世紀平安道における武士層の中央政界進出については、吳洙彰『朝鮮後期平安道社会発展研究』一潮閣、二〇〇二年、二〇五—二二二頁を参照。

(50) 『備辺司膳録』第一五九冊、正祖二年九月六日。

(51) 同右、第一七三冊、正祖二年八月一八日。

(52) 同右、第一七四冊、正祖一三年三月七日。

(53) 鶴園裕「平安道農民戦争における参加層——その重層した性格をめぐって——」『朝鮮史叢』二二号、一九七九年、吉川友文「洪景来の乱における反乱主導部の戦略と意識——その組織形成の実態を手がかりに——」『朝鮮学報』一六六輯、一九九八年。

(54) 小田省吾『辛未洪景来乱の研究』小田先生頌寿記念会、一九三四年、六一—一〇頁。

(55) 『備辺司膳録』第二二二冊、純祖二四年正月九日

司啓曰。即見平安道清北暗行御史金鏐別單。則其一。關西人之許通於槐院・宣薦。已有前後飭教。而讀書肄射之人。舉皆落拓。到老無成。自今本道文武登科人中。挾其有地閥有才識者。先從外任而試之。若有実績之著聞。其自郡県。至陞府牧。仍又勿拘内遷事也。

(56) 同右

其一。沿辺七邑武士之時存登科者。不下數百。而得通仕籍。百無一人。